

# ボートレース鳴門整備産業廃棄物運搬処理等業務 仕様書

## 1. 件名

ボートレース鳴門整備産業廃棄物運搬処理等業務 (単価契約)

## 2. 契約について

(1) 契約方法: 単価契約 (廃棄物1kgあたりの処分委託単価)

※処分委託単価には収集、運搬、その他処分にかかるすべての費用を含む。

(2) 回収・運搬と処分の業者が異なる場合は、収集・運搬と処分の内訳書を  
落札後速やかに提出すること

また、廃棄物処理法に基づく委託契約は回収・運搬業者、処分業者それぞれで行う。

(3) 回収・運搬と処分の業者が異なる場合、どちらか一方の業者は鳴門市内に営業所等  
を有することを必要としない。

(4) 廃棄物処理法に基づく委託契約書等の書類は受託者が作成すること。

## 3. 履行期間

契約日から 令和6年3月31日 まで

## 4. 業務内容

(1) ボートレース鳴門整備より排出される廃棄物の運搬処理等。

(2) 廃棄物の種類と予定数量

品目	予定数量(kg)
①競艇用ボート (木くず、金属くず、廃プラスチック)	4,500

※予定数量については実績を基にした推定値であり、実際の数量を保証するものではない。

※競艇用ボートは容易に復元できない形に破碎したうえで搬出すること。

(3) 業務予定日 令和5年6月上旬以降

## 5. 処理の報告

作業完了後、廃棄物を確実に処分したことを廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう  
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付等により同法及び関係法令に基づく報告を行うこと。  
なお、産業廃棄物管理票(マニフェスト)は単価に含み、受託者が委託者に必要量を提供する。

## 6. その他

(1) 業務に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守すること。

(2) 業務上必要な車両及び処分場における処分に要する経費等は、すべて受託者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、協議のうえ定める。